

議案第16号

福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更に伴い、福岡市拠点文化施設及び須崎公園の指定管理者の指定に係る期間を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部変更について

議案第135号をもって令和2年6月23日に議会の議決を経た福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定の一部を次のように変更する。

3 指定する期間

令和4年4月1日から令和22年3月31日まで

(元議決 令和4年4月1日から令和21年3月31日まで)